

## 京・くらしの安心安全情報 第88号

(平成28年8月)

京都市消費生活総合センター

## ～ 目 次 ～

平成27年度消費生活相談の状況(2・3面)

液体の入ったスマートフォンケースからの液漏れにご注意！(4面)

# 1 「京都市民法律相談」の受付方法等を変更します！ ～10月の相談分から、すべて予約制になります～

消費生活総合センター及び各区役所・支所で実施する京都市民法律相談(面談相談のみ)について、受付方法をすべて予約制にします。来庁又は電話で、相談時間内で希望の相談枠をお取りします。

## 消費生活総合センター

■予約受付期間：希望される相談日の前の週の月曜日から相談日当日まで(午前9時～午後5時)

■相談日時：毎週 月 曜日 午後1時15分～午後3時15分  
毎週火・木曜日 午後1時15分～午後3時55分  
毎週 金 曜日 午後1時15分～午後3時35分  
毎月第2・第4水曜日 午後6時00分～午後8時00分【夜間相談】

■変更後初回の予約受付：10月3日(月)、4日(火)、6日(木)、7日(金)の相談予約は、9月26日(月)から受付開始

## 各区役所・支所

■予約受付期間：希望される相談日の週の月曜日から相談日当日まで(午前8時半～午後5時)

■相談日時：毎週 水 曜日 午後1時15分～午後3時15分

■変更後初回の予約受付：10月5日(水)相談予約は、10月3日(月)から受付開始

※ 相談時間は、相談者1組につき約20分です。

※ 相談日当日の受付終了時間については、各区役所・支所にお問い合わせください。

※ 閉庁日(土・日曜日、国民の祝日及び年末年始<12月29日～1月3日>)は、相談及びその予約受付を行いません。

| 場 所        | 電話番号                               | 定 員                                            |
|------------|------------------------------------|------------------------------------------------|
| 消費生活総合センター | 256-2007                           | 月曜 12名<br>火・木曜 8名<br>金曜 14名<br>毎月第2・第4水曜夜間 18名 |
| 北 区役所      | 432-1208                           | 12名                                            |
| 上京区役所      | 441-5040                           | 6名                                             |
| 左京区役所      | 702-1029                           | 12名                                            |
| 中京区役所      | 812-2426                           | 6名                                             |
| 東山区役所      | 561-9114                           | 6名                                             |
| 山科区役所      | 592-3088                           | 12名                                            |
| 下京区役所      | (予約専用) 754-8769<br>(問合せ先) 371-7170 | 6名                                             |
| 南 区役所      | (予約専用) 632-8171<br>(問合せ先) 681-3417 | 12名                                            |
| 右京区役所      | 861-1264                           | 12名                                            |
| 西京区役所      | 381-7197                           | 12名                                            |
| 西京区役所洛西支所  | 332-9318                           | 6名                                             |
| 伏見区役所      | 611-1144                           | 12名                                            |
| 伏見区役所深草支所  | 642-3203                           | 6名                                             |
| 伏見区役所醍醐支所  | 571-6135                           | 6名                                             |

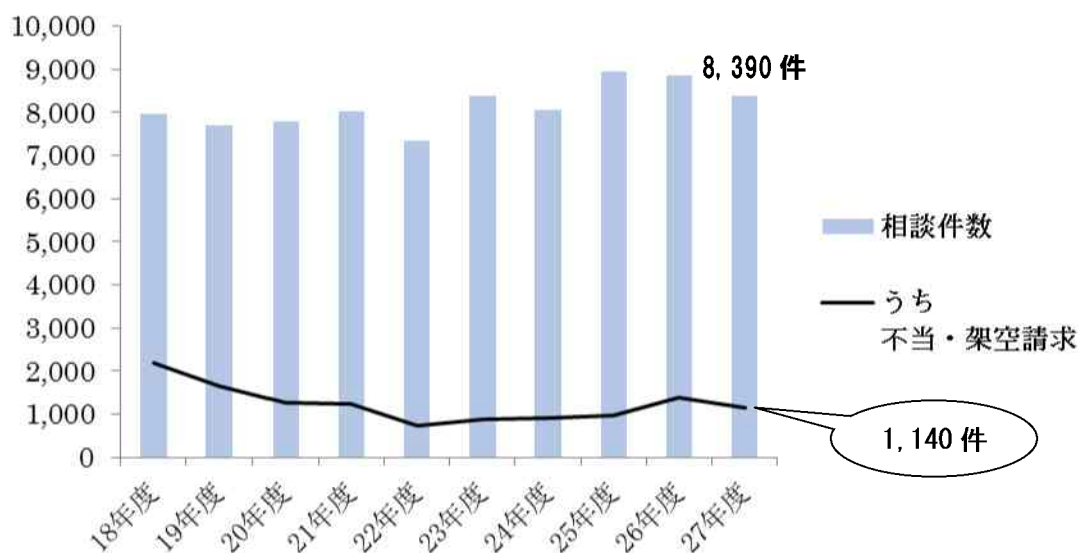
※ 各区役所・支所は地域力推進室まちづくり推進担当で実施

## 2 平成27年度消費生活相談の状況をまとめました！

平成27年度の消費生活総合センターにおける消費生活相談件数は**8,390件**（対前年比－465件，－5.3％）となり，前年度と比べて**減少**となりました。

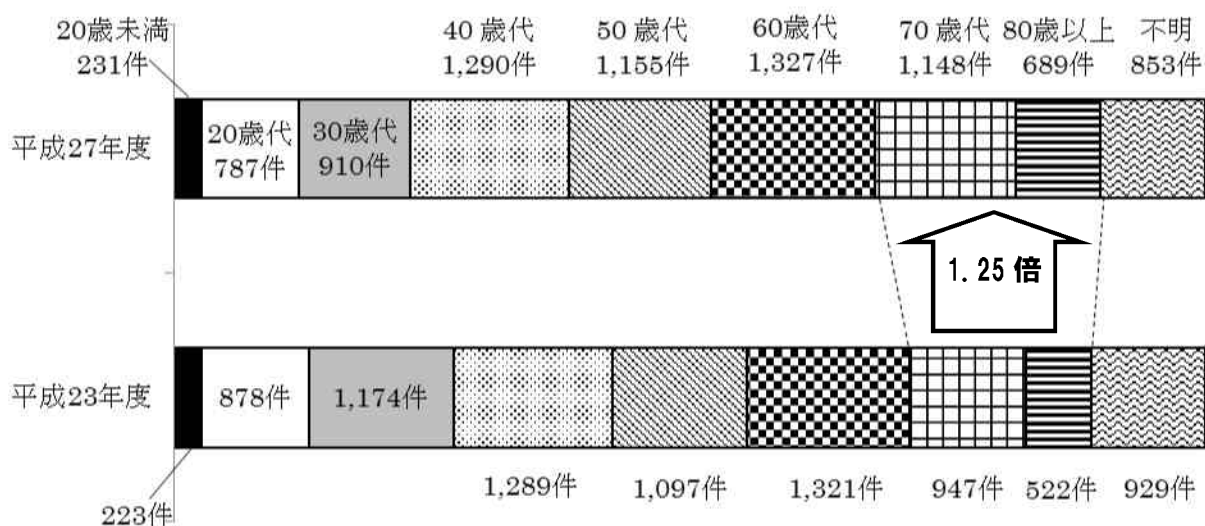
また，不当・架空請求に関する相談件数は，平成26年度の1,393件に対し，平成27年度は1,140件と減少はしていますが，依然として高い水準にあります。

消費生活相談の年度別総件数 推移



### ■ 年齢別の相談件数

平成27年度の**70歳代以上からの相談件数**は1,837件で全体の21.9％を占め，平成23年度（1,469件）と比べると**約1.25倍の増加**となっています。



今年に入って，京都市内の特殊詐欺の被害額が増大しており，その被害者の多くが高齢者です。不審な電話などがあった場合は，すぐに消費生活総合センターや警察に相談してください。



ゲーリング・オフマン

## ■ 相談の多い販売・勧誘方法及び手口

相談件数が多く、注意すべき販売・勧誘方法及び手口の主な特徴は、次のとおりです。被害に遭わないためには、相談の多い事例などの「情報」を集めることはとても有効ですので、ぜひ参考にしてください。

### <相談の多い販売・勧誘方法>

#### 1位 インターネット通販 1,491件

【例】・アダルトサイトを見ようとしたら料金を請求された。

・インターネットで注文した商品が届かない。

※ 10～70歳代の幅広い年代から相談が寄せられています。



#### 2位 電話勧誘 690件

【例】・通信プランの変更と持ちかけ、プロバイダーの変更をさせる勧誘の電話が掛かってきた。

・未公開株等の勧誘の電話が掛かってきた。

※ 40～80歳代から相談が寄せられています。



#### 3位 迷惑メール 430件

【例】・使用した覚えのないサイトの使用料を請求された。

・具体的な商品、サービスを明らかにせず、未納料金と称して請求された。

※ 40～70歳代から相談が寄せられています。



### <相談の多い手口>

#### 1位 無料商法 126件

【例】・無料で点検をすると電話があり、訪れた業者から高額な浄水器の購入をしてしまった。

※ 10～80歳代の幅広い年代から相談が寄せられています。



#### 2位 二次被害 90件

【例】・アダルトサイトに接続し料金を請求された。解決するという業者を見つけ連絡すると、高額な費用を請求された。

※ 20～80歳代の幅広い年代から相談が寄せられています。



#### 3位 マルチ商法 75件

【例】・必ず儲かると勧誘されて購入したビジネス商材が、実際には儲からず、解約したい。

※ 20歳代から相談が寄せられています。

### 3 液体の入ったスマートフォンケースからの液漏れに

**ご注意！**

スマートフォンを保護し装飾する目的で、様々なスマートフォンケースが販売されています。そのうち、内部に液体の入った商品から液体が漏れ、「液体が皮膚に付着し、かぶれた」、「においで気分が悪くなった」といった相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

国民生活センターが検査を行った4銘柄のうち3銘柄が「強い刺激性」、「皮膚腐食性あり」、1銘柄が「中等度の刺激性」の検査結果が出ています。

液体の入ったスマートフォンケースを使用する際は取扱いに十分注意してください。



←国民生活センターが検査を行った対象銘柄の外観

#### ～液体が漏れてしまった場合は～

- 直ちに使用をやめましょう。
- 強いにおいにより体調を崩すことがあるため、商品をビニール袋等に入れ、換気を行いましょう。
- 液体が皮膚に付着したら直ちに洗い流し、必要に応じて医療機関を受診するようにしましょう。



#### 【編集後記】

京都市消費生活総合センターでは、市民の皆様に対してより分かりやすく、充実した情報発信を行うため、平成28年4月に新たにホームページを開設しました。

ホームページでは、各種相談窓口の案内や消費生活に関する相談事例とアドバイス等の掲載のほか、イベント開催のお知らせや悪質商法に関する注意喚起等を行っています。

また、フェイスブック及びツイッターでも情報発信を行っていますので、ぜひご活用ください！

京都市消費生活総合センター

検索



※右記のQRコードでもご覧いただけます。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝休日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

※年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

平成28年8月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！

